平成30年12月26日

決裁

(設置)

- 第1条 本市の住宅事情及び地域特性に応じた住宅施策を総合的かつ計画的に 推進するための基本となる第2次浦安市住生活基本計画(以下「計画」とい う。)の策定に当たり、専門的かつ幅広い分野からの意見を反映させるため、 第2次浦安市住生活基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係団体の代表者
- 2 委員の任期は、計画の策定が完了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、 参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めること ができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市政策部住宅課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市 長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の 規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成31年3月29日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。